

資料 7 - 7 表 平成25年の県の防災体制

	第二非常体制 <small>(右記災害対策本部自動設置基準に加え、避難勧告又は避難指示が発令) (災害対策本部第二非常体制を設置)</small>	第一非常体制 <small>(①大雨・洪水・暴風警報の全てが発令②大雨警報(土砂災害)に加え土砂災害警戒情報が発表③大雨警報(浸水害)・洪水警報・洪水予報河川のはん濫警戒情報の全てが発令) (災害対策本部第一非常体制を設置)</small>	警戒体制 <small>(大雨警報・洪水警報・暴風警報のいずれかが発表)</small>	準備体制 <small>(大雨注意報・洪水注意報・大雪警報のいずれかが発表)</small>
1 月				1
2 月				
3 月				1
4 月			1	2
5 月				1
6 月			2	17
7 月			5	19
8 月		1	5	12
9 月	2	2	4	10
10 月			2	4
11 月				
12 月				
合計	2	3	19	67